

【参考】よくある問い合わせ

○特定共同企業体（JV）の応募について

Q1. 複数ある事務所のうち、応募する事務所を代表者とするのですか。もしくはJVの代表者を代表者とするのですか。

A1. 応募する事務所を代表者とします。JVの代表事務所が自ら応募することももちろん可能です。

Q2. 全ての事務所が会員である必要がありますか。

A2. 応募事務所が会員であれば、その会員が所属する単位会へ応募可能です。

ただし、複数の事務所が異なる単位会に所属している場合、同じ作品を各々が所属する単位会へ応募することがないよう、事務所間で調整してください。

○パネルについて

Q3. パネルはフレームに入れる必要がありますか。

A3. フレームに入れても、ボード貼り付けでも可です。立て掛けられる状態としてください。また、配送時にパネルの角が折れないよう補強してください。

○建築作品説明書（別記様式2）について

Q4. 応募作品の説明文は別記様式2に記載するのですか。または別紙で作成するのですか。

A4. どちらでも構いません。

Q5. 配置図と主要階平面図等をカラー提出してはいけませんか。

A5. 審査資料はモノクロのため、モノクロ印刷でも鮮明なものが望ましいです。